

議案第 3 1 号

山陽小野田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

山陽小野田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改
正する条例を次のように定める。

平成 2 7 年 2 月 2 0 日提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

山陽小野田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部
を改正する条例

山陽小野田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成 1 7
年山陽小野田市条例第 1 6 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 1 項中「水火災の場合 1 回につき 6, 5 0 0 円

警戒の場合 1 回につき 6, 5 0 0 円 」を

「水火災の場合 1 回につき 7, 0 0 0 円

警戒の場合 1 回につき 7, 0 0 0 円 」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第31号参考資料

山陽小野田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(費用弁償)</p> <p>第13条 団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、次により費用弁償を支給する。ただし、出動時間が5時間を超える場合は、5時間を超えるごとにその額の5割相当額を増額する。</p> <p>水火災の場合 1回につき <u>7,000円</u></p> <p>警戒の場合 1回につき <u>7,000円</u></p> <p>訓練その他の公務に従事した場合 1回につき 5,300円</p> <p>機械器具手入れ 1回につき 1,200円</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第13条 団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、次により費用弁償を支給する。ただし、出動時間が5時間を超える場合は、5時間を超えるごとにその額の5割相当額を増額する。</p> <p>水火災の場合 1回につき <u>6,500円</u></p> <p>警戒の場合 1回につき <u>6,500円</u></p> <p>訓練その他の公務に従事した場合 1回につき 5,300円</p> <p>機械器具手入れ 1回につき 1,200円</p> <p>2・3 (略)</p>